



北海道は少子高齢化が全国より早いペースで進んでおり、幅広い分野で生産年齢人口減少による人手不足が深刻化する中、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できる社会の実現、ワークライフバランスの実現のためには、「女性」の活躍が必要不可欠と考えています。

2016年4月に施行された「女性活躍推進法」は、企業に対して具体的な行動計画の策定と情報公表を求めているのが特徴ですが、キャリアアップを目指す意欲の高い女性の人材確保に繋がるものと考えますので、ぜひ「えるぼし」の認定を受けていただきたいと思います。

今後も、女性活躍や育児・介護と仕事の両立等の継続的な支援、状況把握、課題分析を行い、誰もが将来に展望をもち、安心して働くことができる社会の実現に向けて引き続き尽力してまいりたいと思っております。

厚生労働省北海道労働局 局長 村松 達也

北海道労働局では、女性の活躍を推進するため、働く方や事業主の皆様に対し、北海道庁を始めとする関係行政機関や関係団体と連携しながら、次のような取組を行ってまいります。

《職場における女性の活躍推進》

働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性の健康課題に関して職場の理解増進や適切な配慮がなされつつ、女性がその能力を十分に発揮できる職場環境を整備します。

《育児・介護と仕事の両立支援》

男女労働者が育児や介護をしながら働くことのできる職場環境を整備します。

また、正社員以外で働く方の待遇改善を進めるなど、多様で安心できる働き方の普及拡大や、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現などの「働き方改革」を推進することにより、女性が一層活躍できる職場環境の整備を図ってまいります。

北海道労働局について

北海道労働局は、雇用環境・均等、労働基準、職業安定・人材開発の4行政を中心とした地方労働行政を総合的に推進するための国（厚生労働省）の組織です。

また、道内17か所に労働基準監督署（支署）、38か所に公共職業安定所（ハローワーク）が設置されており、「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しています。